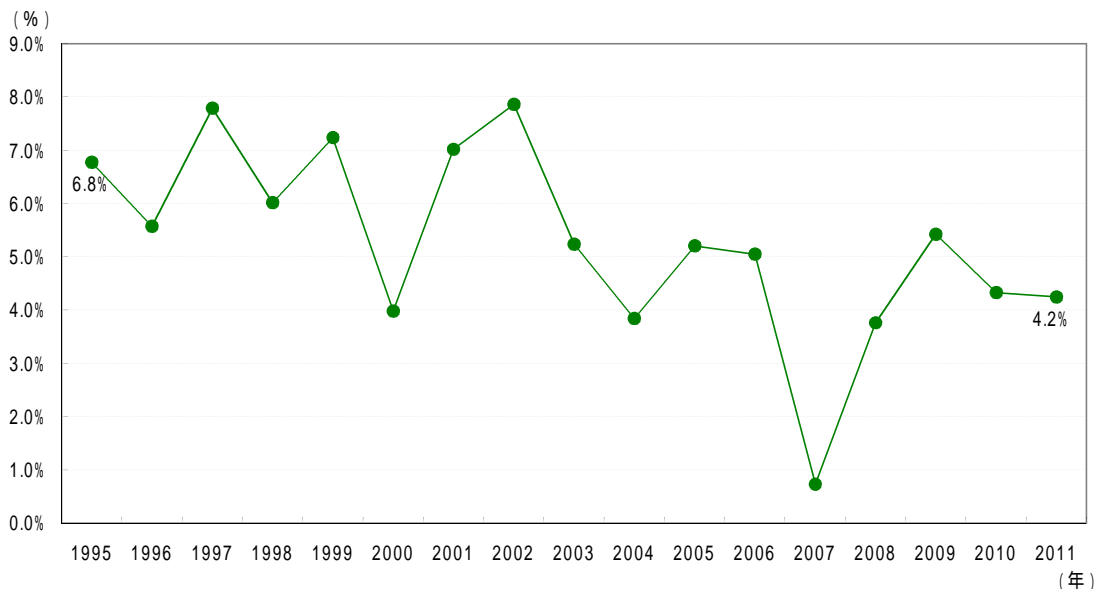


### 3. 懲戒処分率(全弁護士会)

次のグラフは、1995年から2011年までの全弁護士会における懲戒請求の中で、懲戒処分に付された割合及び懲戒処分を受けた会員の割合の推移をまとめたものである。

#### (1) 懲戒請求中の懲戒処分率

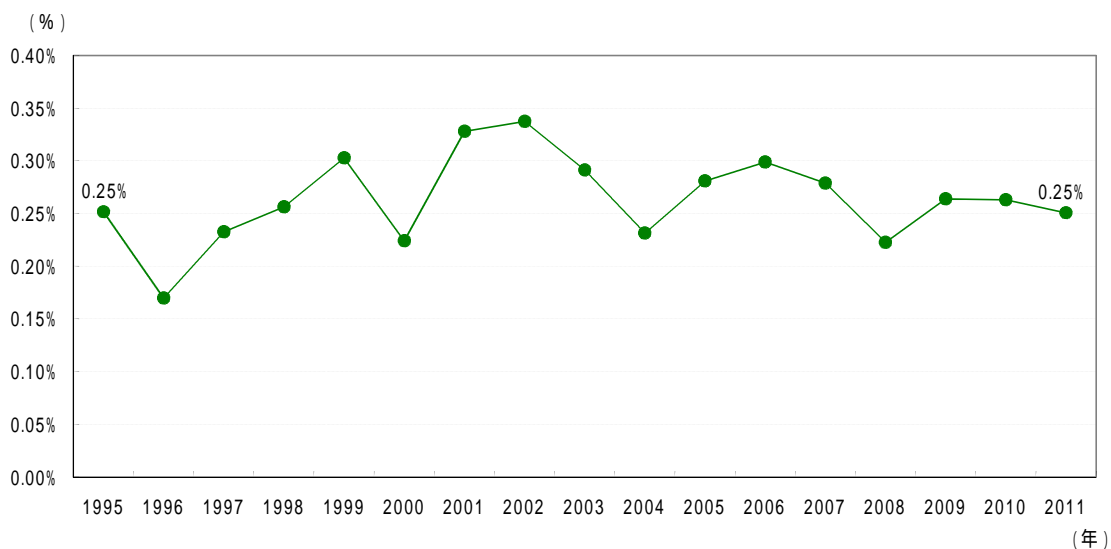
2011年の処分率は4.2%であった。2007年の処分率が0.7%に下降したのは、同年の懲戒請求件数(9585件)が前年の約7倍であったためである。



【注】割合の算定にあたっては、同一年内に弁護士会で懲戒請求のあった件数及び処分のあった件数を基準としており、懲戒請求事案ごとに処分の有無を割り出したものではない。

#### (2) 懲戒処分を受けた会員の割合の推移

懲戒処分を受けた会員の割合は、ここ10年間はおおむね0.20%～0.35%の間を推移しており、大きな変化はない。



【注】基礎となる弁護士数値は、各年12月31日現在の正会員数である。